

令和7年度第1回「法人等との対話」

議 事 次 第

令和7年10月10日（金）
13：30～14：30
内閣府公益認定等委員会委員会室

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

テーマ：寄附文化の醸成

（1）各法人からのプレゼンテーション

（2）意見交換

4. 閉会

<配付資料>

01_【法人等との対話】_資料1－1（公財）孫正義育英財団 資料

02_【法人等との対話】_資料1－2（公財）サントリー芸術財団 資料

03_【法人等との対話】_資料1－3（公財）伊藤謝恩育英財団 資料

04_【法人等との対話】_資料2 法人等との対話について

05_【法人等との対話】_資料3 寄附文化の醸成に向けた公益法人の今後の取組について
（第597回（9/5）委員会資料）

以上

「法人等との対話」
公益財団法人 孫正義育英財団
ご説明

2025年10月10日

孫正義育英財団 事務局長 源田 泰之

活動の目的

未来を創る人材の支援

**「高い志」と「異能」を持った若者に
自らの才能を開花できる環境を提供し
人類の未来に貢献する**

法人概要

名称	孫正義育英財団
設立	2016年12月5日 ※2018年3月1日 公益認定
代表	孫 正義
支援内容	・研究/事業活動の場の提供 ・海外留学などの学費・生活費支援 ・未来に貢献する研究・団体への支援 など

運営体制

評議員

羽生 善治
棋士

井上 篤夫
作家

永井 浩二
野村HD

Lee Kong Eng
JB銀行

小林 啓文
弁護士

孫 泰蔵
Mistletoe

理事

代表理事
孫 正義

副代表理事
山中 伸弥
iPS細胞研究所

五神 真
理化学研究所

佐藤 康博
みずほFG

國部 毅
三井住友FG

業務執行理事
青野 史寛
SB専務執行役員

監事

三浦 亮太
三浦法律事務所

布施 麻記子
山田CG

事務局

事務局長
源田 泰之
SB執行役員



支援中の財団生

1期～9期まで多種多様な169名

年齢



9歳～29歳

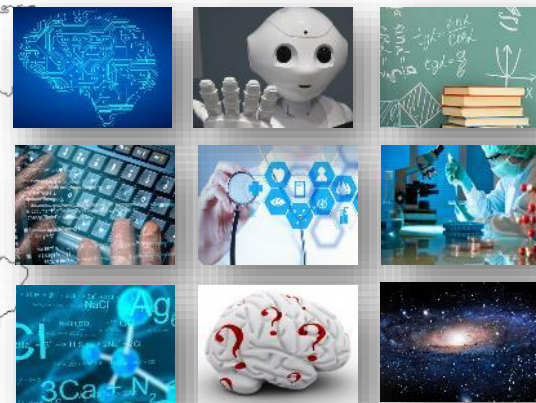
※2025年7月時点※

国籍



外国籍メンバーも在籍

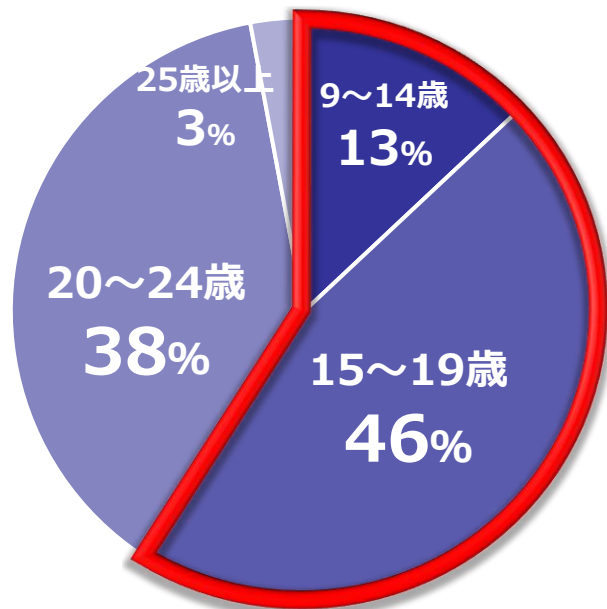
専門分野



AI、数学、物理、医療など

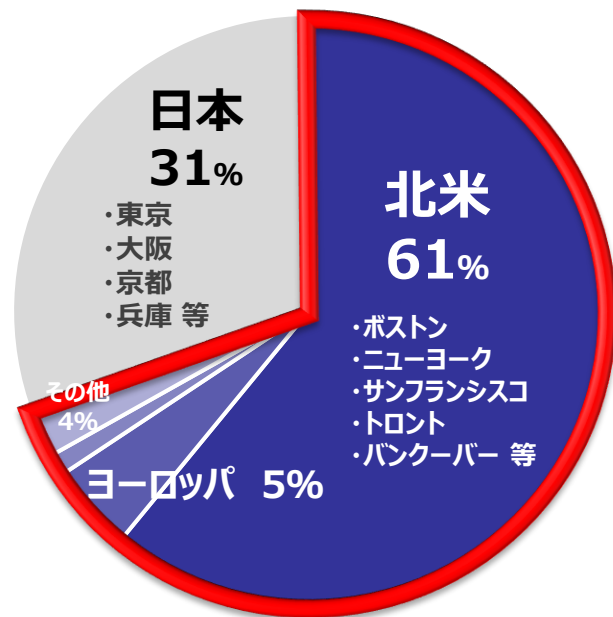
財団生の属性情報 ※2025年7月時点

<年齢>



約6割が10代以下

<在住エリア>



約7割が海外在住

専門分野

専門とする分野も多岐にわたる



財団生に対する支援

① 場の提供



② 支援金給付



財団生に対する支援

① 場の提供



② 支援金給付





Infinity

無限の可能性に挑戦する場所

財団生専用コワーキングスペース “渋谷Infinity”

好立地
渋谷

テクノロジー
ガジェット

飲食無料

世界の
論文/専門書
読み放題

Infinity



コミュニティを通じた交流・学びを重視

新たな知見・成長の加速
自身の活動の発展につなげてほしい



財団生に対する支援

① 場の提供



② 支援金給付



財団生に対する支援

一人ずつ希望を伺い支援内容を決定



＜費用利用イメージ＞

- 学費
- 生活費
- 研究費
- 旅費交通費

※目的/用途を確認した上で支援可否を判断

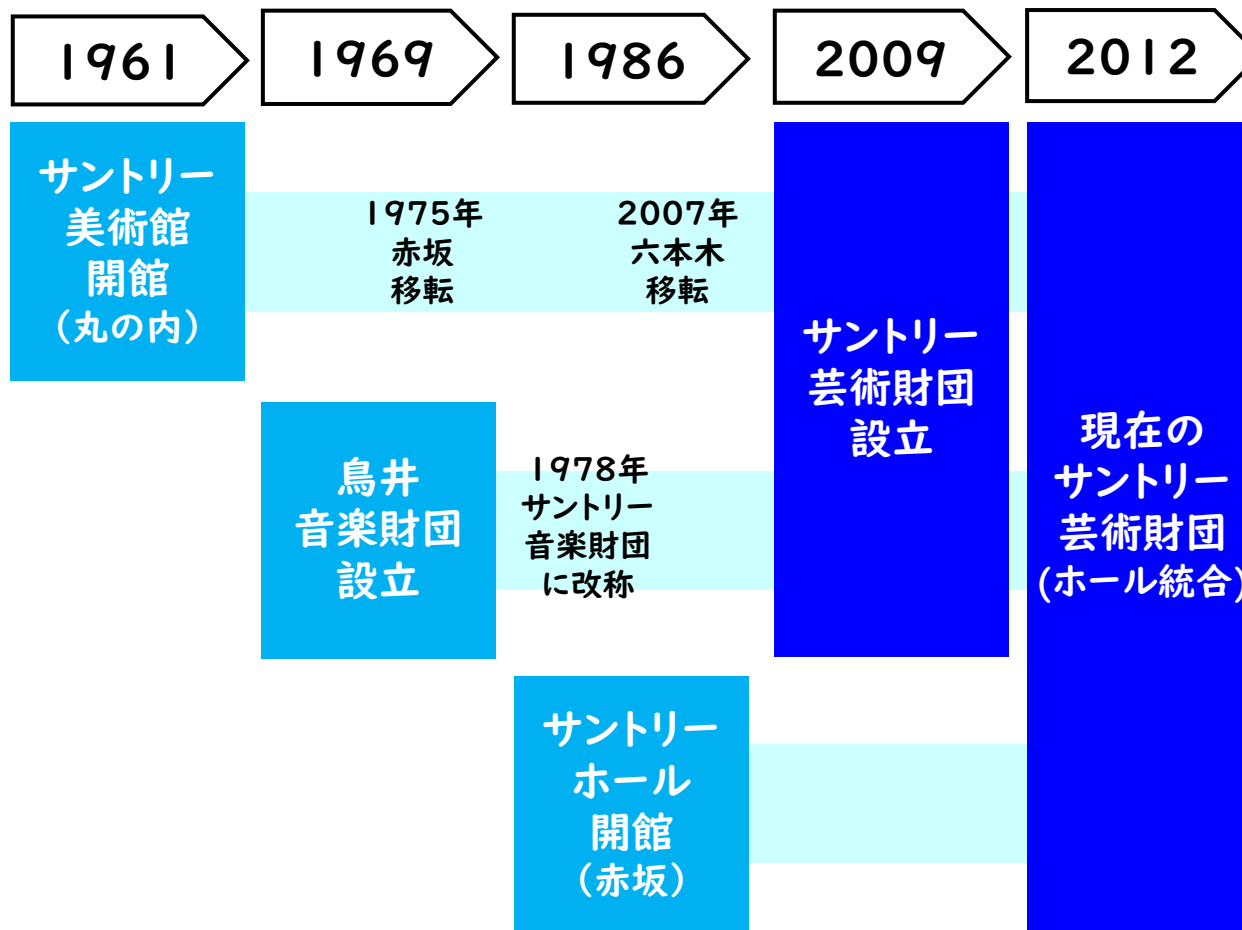
※原則、返金の義務はなし

※研究の方向性や進路について財団で指定することはなし

**公益財団法人
サントリー芸術財団
のご紹介**

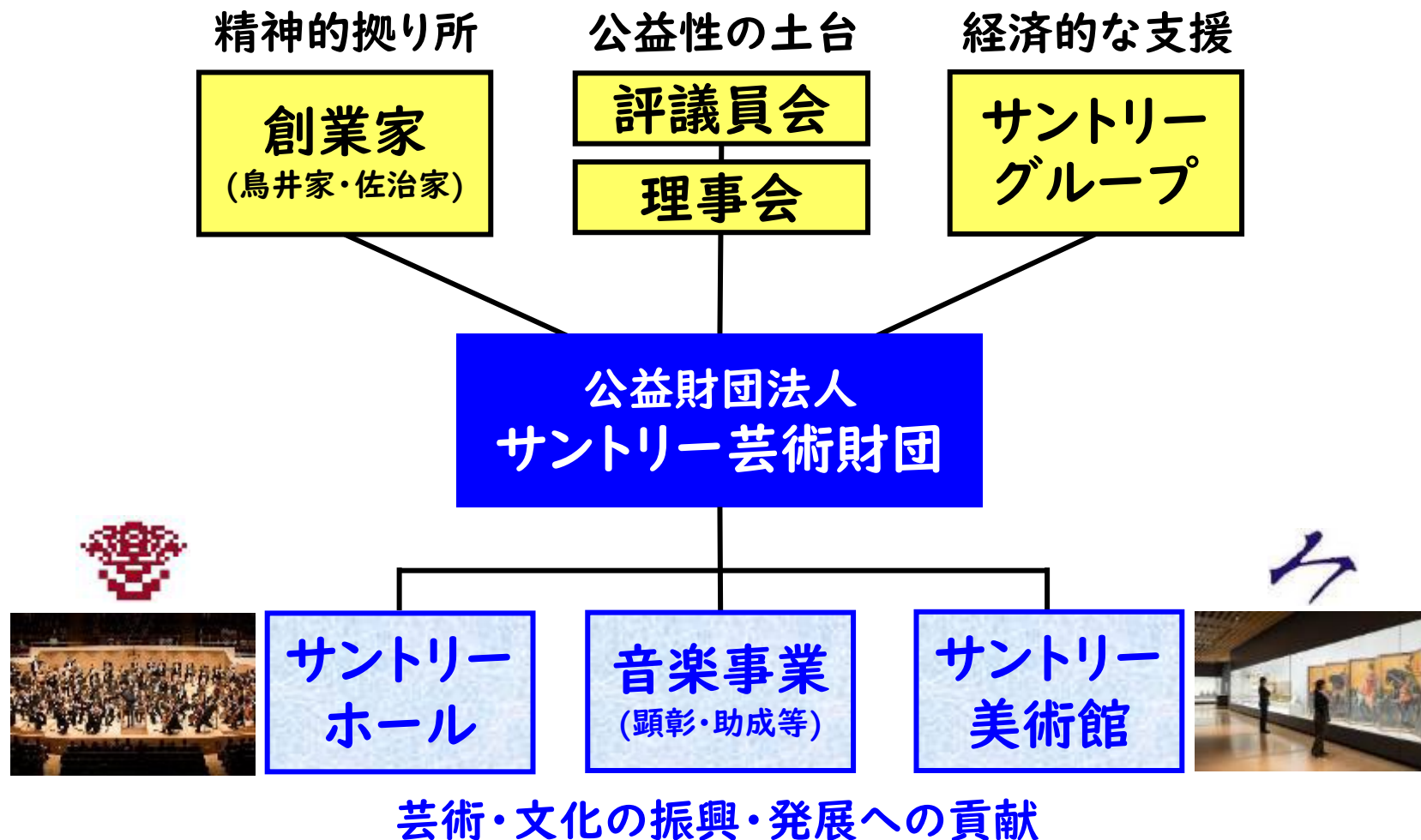
令和7年10月10日

サントリー芸術財団の成り立ち



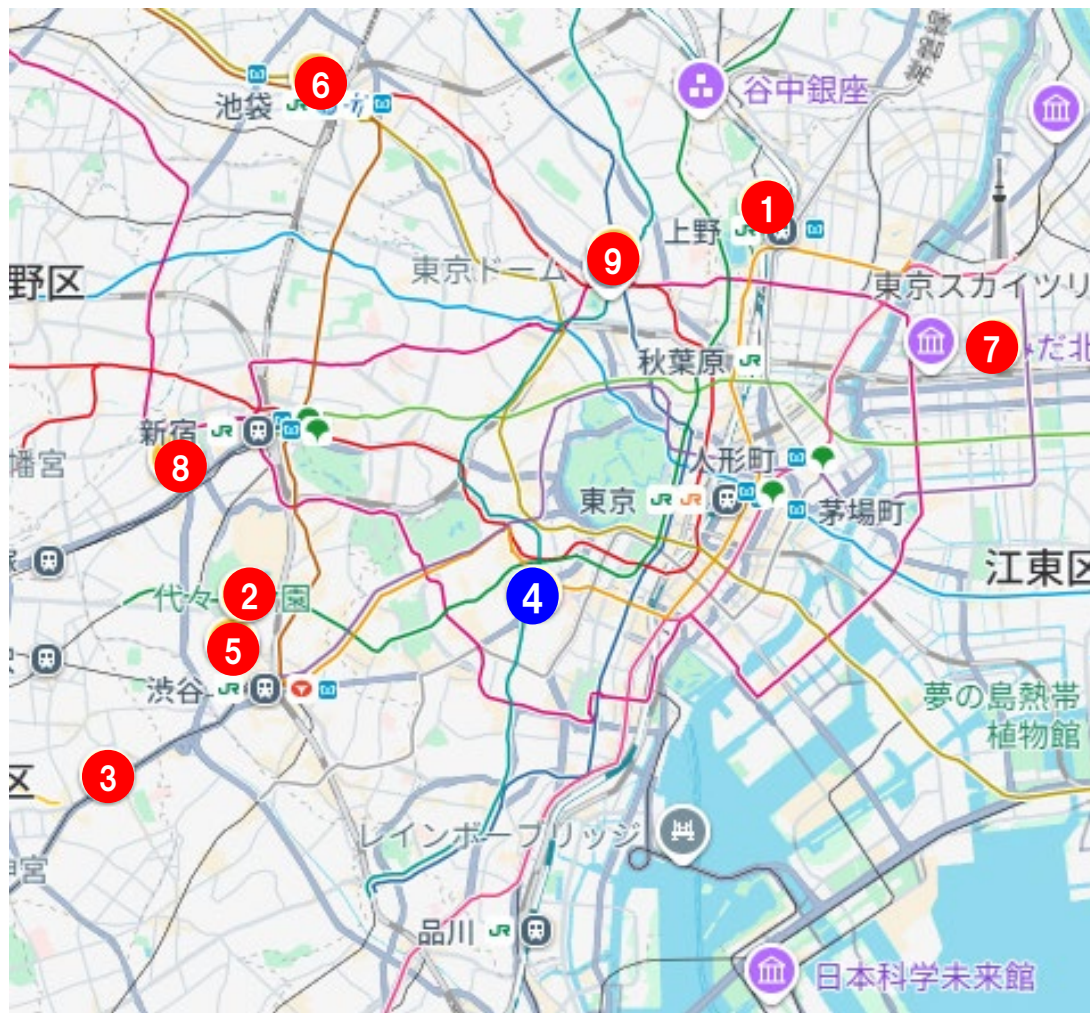
- サントリー文化財団(1979年設立)
活動内容:サントリー学芸賞/地域文化賞、調査研究、研究助成、海外出版助成
- サントリー生命科学財団(1946年創立)
活動内容:自主研究、研究助成、科学人材育成

サントリー芸術財団の存立基盤



多様なステークホルダーからの要請にバランスよく応えていくことが必要

サントリーホールの立地特性



<東京23区内主要コンサートホール>

	客席数	開館年
① 東京文化会館	2,303	1961
② NHKホール	3,601	1973
③ 昭和女子大学人見記念講堂	2,008	1980
④ サントリーホール	2,006	1986
⑤ オーチャードホール	2,150	1989
⑥ 東京芸術劇場	1,999	1990
⑦ すみだトリフォニーホール	1,801	1997
⑧ 東京オペラシティ	1,632	1997
⑨ 文京シビックホール	1,802	2000



サントリーホールは「東京で最初の」コンサート専用ホールであると同時に、
「東京の中心部に位置する唯一の」2千席規模のコンサートホールである

サントリー美術館の立地特性



- 1961年 丸の内のパレスホテル内で開館
- 1975年 赤坂のサントリービル最上階に移転
- 2007年 六本木の東京ミッドタウン内に移転

[東京ミッドタウン 外観]



[東京ミッドタウン 吹き抜け]



[サントリー美術館 入口]



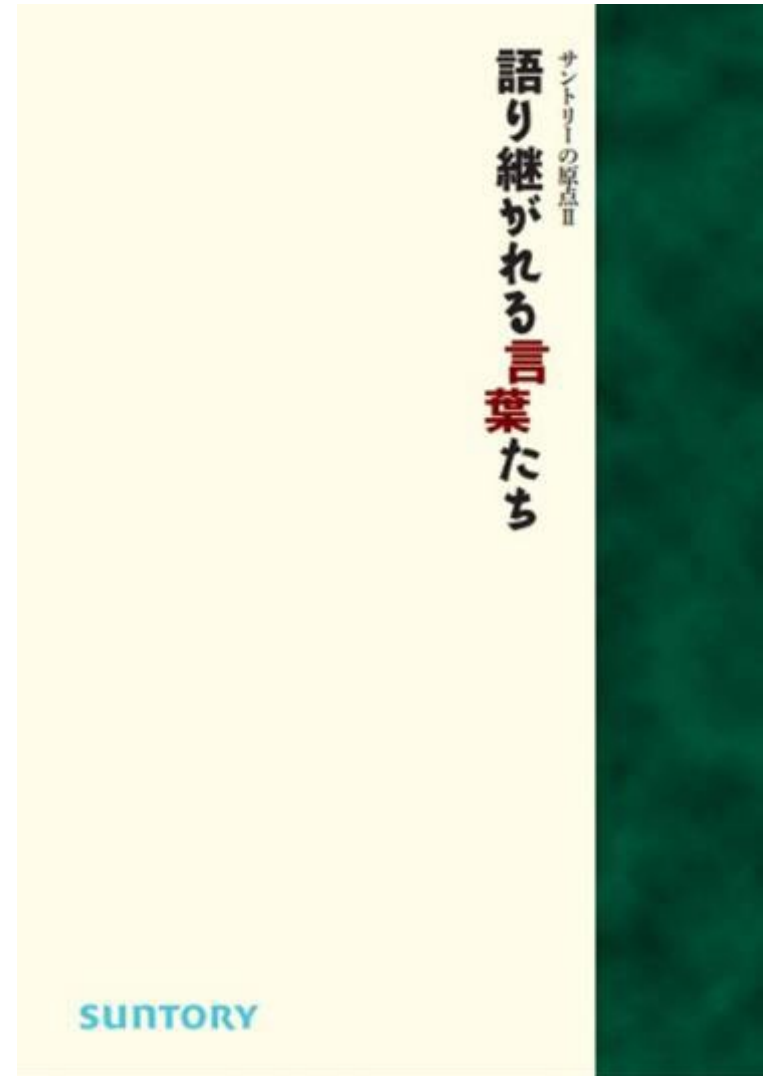
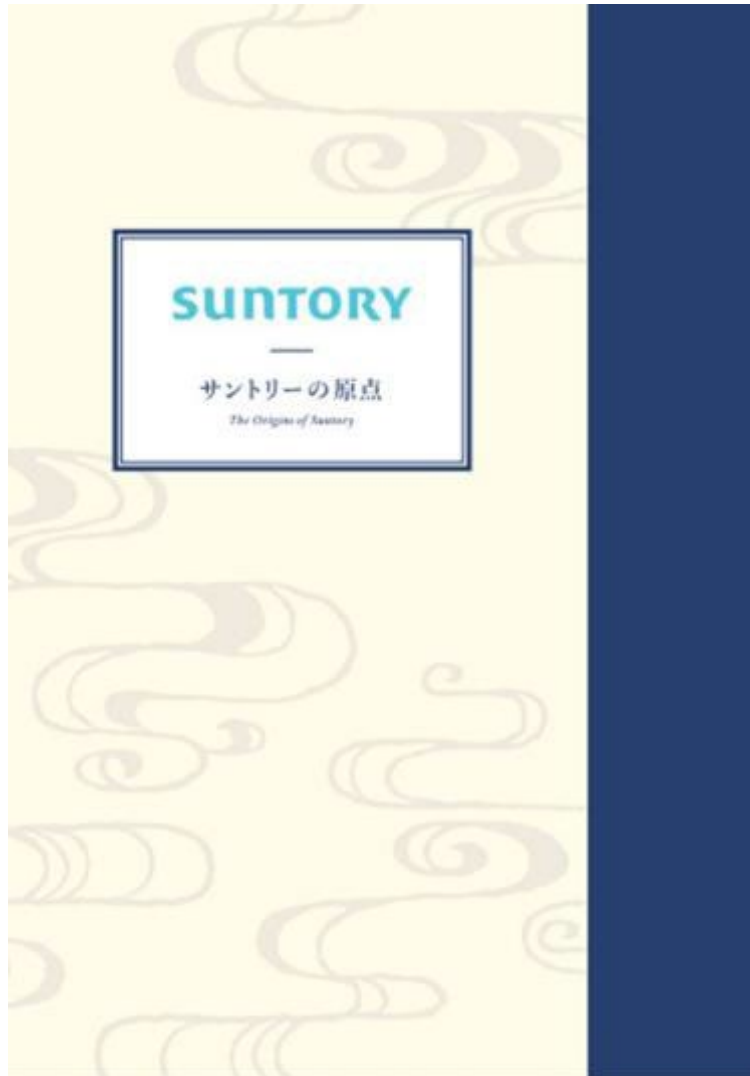
[サントリー美術館 展示フロア]



サントリー芸術財団を特徴づける
三つのキーワード

- はじめに志ありき
- 企業理念との協奏
- 人づくりこそ未来への礎

1. はじめに志ありき



1. はじめに志ありき



【創業者・鳥井信治郎の言葉】

「善因善果というが、中でも陰徳に勝る善因はない。後を振り返って見ようとする心はお礼を待つ心、**陰徳を施そうとする無私の心持ち**とはおよそ反対の心や」。“陰徳あれば陽報あり”が彼の口癖だった。

【二代目社長・佐治敬三の言葉】

「社会への貢献などというと偉そうに聞こえるけれども、もともとは**一人の人間の真情から発すべきもの**ではないか。私が“はじめに志ありき”というのはそんな意味である」。

1. はじめに志ありき



創業の志・想い



当時、敬三が欧州旅行で訪れた国々にはそれぞれに伝統的な美術品や工芸品を収蔵した美術館があり、敬三はその国の伝統や文化が人々の生活の中に融和していることに感銘を受けていた。一方で日本の古美術は、まだまだ大衆から縁遠い存在であることも感じていた。

「人々にはもっと日本の良さや美しさを認識し、生活に幅と深さを持ってもらいたい」。敬三には、そんな一念があったのだという。

彼は後にこう振り返っている。「美術館経営にどれだけの費用がかかるのか分からなかった。ただ日頃サントリーの商品で儲けさせていただいているから、文化的な仕事で社会にお返しできればと思っていた。それはソロバンを忘れた私の気持ちだった」。

収蔵品も建物も無い、ゼロからのスタート

1. はじめに志ありき



理念の継承



美意識の再発見

若い世代を含めた、若冲など江戸美術に対する関心の高まりや、より広範に見られる和のブーム、そして漫画やアニメなど日本のサブカルチャーが世界的に注目を集めている現状を眺めると、一見断絶していたように見える日本の美意識が今も受け継がれ、世界の潮流の先端とごく自然に結びついていることを、発見することができる。時代の流れの中で無意識の内に脈々とつながっているもの。それが本物の文化だろう。



高橋秀爾

もとより日本の美術は、浮世絵や琳派を挙げるまでもなく大衆性とダイナミズムをもっていた。芸術と工芸の間にも、境をもたなかった。いわゆる生活の芸術化、芸術の生活化…。その新新さこそが、ヨーロッパに強烈なインパクトを与え、ジャポニズムの流れを生み出していったのだった。「生活の中の美」の提示。

これはサントリー美術館の変わらぬ使命であり、今後とも続けていくべきことだろう。

とどまることなく、明治、近代、現代美術までをも視野に入れて、相互に深い影響を与えあってきた西洋と日本の交流を比較し、また対峙させるなど、常に新しい「視点」を見る人に提供していく真に開かれた美術館にあってはしいと、切に期待するもののひとりである。

日本の美意識とは、柔軟性であり、対立ではなく融和を求める一種の秩序感覚であり、清康で自由な行動の原理でもある。それは、イデオロギーに頼ることなく、美しく道徳的であろうとする佇まいである。文明の衝突、歴史の終わり、環境との調和が語られる二十一世紀の世界において、日本が貢献することができるのは軍勢力でも経済力でもない。水のように全て

サントリー美術館は文化の結晶としての美術を通して、世界に対し非常に大きな普遍的メッセージをもたらし可能性に満ちているのである。

1. はじめに志ありき



創業の志・想い

人々のいのち輝くひととき
には、美酒と音楽があり

と誘います。

サントリーホールは、私どもがウイスキー
づくり60年、ビール発売20年を記念して設立
したコンサート専用のホールでございます。

聴衆と演奏家の皆様が
一体となって音楽の
感動をわかちあい

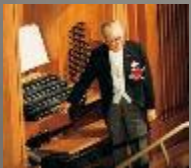
つくして、ここに扉を開きます。

日本と世界の音楽を
いっそう豊かに高めゆく

ますことを願ってやみません。

ご来場を心より感謝申し上げます。

昭和61年10月



サントリー株式会社
取締役社長

三 敬 治 佐

理念の継承

サントリーホールがめざしていること

サントリーホールは、
音楽の力で
人の生命が輝く瞬間をつくる。

サントリーホールが大切にしていること

最高の音楽体験とは何か、問い続ける。

人と人をつなげ、響きあう場を広げていく。

この世界の多様性を、しなやかに包みこむ。

音楽の歓びを、社会・世界・未来に開く。



1986年10月オープニング挨拶より

2023年4月策定「理念BOOK」より

サントリー芸術財団を特徴づける
三つのキーワード

- はじめに志ありき
- 企業理念との協奏**
- 人づくりこそ未来への礎

2. 企業理念との協奏

サントリーグループの企業理念

わたしたちの目的 Our Purpose

サントリーグループが事業を営む目的、企業としてめざす方向性

人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、
「人間の^{いのち}生命の輝き」をめざす。

わたしたちの価値観 Our Values

目的を実現するために、すべての社員が大切にすべき価値観

Growing for Good

人として、企業として、社会のために成長し続けること。
成長し続けることで、社会を良くする力を大きくしていくこと。

やってみなはれ

失敗を恐れることなく、新しい価値の創造をめざし、
あきらめずに挑み続けること。

利益三分主義

事業活動で得たものは、自社への再投資にとどまらず、
お客様へのサービス、社会に還元すること。

2. 企業理念との協奏



社 是

(1973年制定)



人間の生命の輝きをめざし
若者の勇気に満ちて
価値のフロンティアに挑戦しよう

日日あらたな心
グローバルな探索
積極果敢な行動



2. 企業理念との協奏

サントリーが受け継いできたものとは？

(1961年)



(2022年)



“人間賛歌” “人生の応援歌”

—「人間」という存在への大いなる肯定—

2. 企業理念との協奏

サントリーグループのパーパス



2. 企業理念との協奏

サントリーならではの価値

時を超え、空間を超えて
人と人をつなぐ「場」が
ホールであり美術館

作曲家
創作者

演奏家
収蔵者

ホール
美術館

聴衆
観衆

人と人がつながり
“感動”が生まれる



2. 企業理念との協奏

サントリー芸術財団のパーパス



音楽や美術を通じ
国を超え世代を超えて
人と人を感動でつなぎ
「人間の生命の輝き」
をめざす



Inspire the Brilliance of Life
By Connecting People with Delight
Beyond Borders and Generations
Through Music and Art



サントリー芸術財団を特徴づける
三つのキーワード

- はじめに志ありき
- 企業理念との協奏
- 人づくりこそ未来への礎

3. 人づくりこそ未来への礎

多種多様な「次世代育成」プログラム

<プロフェッショナルの育成>



<若年層へのアプローチ>



酒も文化も実を結ぶまで**時間がかかる** ⇒ 息の長い支援が必要



SUNTORY

人と自然と響きあい、
豊かな生活文化を創造し、
「人間の生命の輝き」
をめざす

～芸術・文化の醸成は「未来への投資」～



(公財)伊藤謝恩育英財団について

2025年10月

常務理事・事務局長
藤岡 秀多

1. 財団の概要



設立： 1994年3月15日 (32年目)
(株)イトーヨーカ堂 (株)セブン&アイ・ホールディングス) 創業者の
故伊藤雅俊 (1924-2023) により設立

理念： 「教育とは、自ら学ぶこと
自己啓発の積み重ねがもたらす実りをいいます
助け合う気持ちを大切にし
つねに謝恩を心に刻もう
順境におごらず、逆境にひるまず
謙虚にして闊達な人づくりをめざします」



歩み(実績)： 奨学生・日本語履修生・研究者・その他・・・累計 1,281名 (～2025年度)
累計 40億7千6百46万円 (同上)

正味財産： 158億8千8百14万円 (2024年度決算値)

1. 財団の概要(続き)



運営体制:

評議員	井阪 隆一 伊藤 彰彦 伊藤 順朗 伊藤 裕久 今西 淳子 上鹿渡 和宏 小林 二三夫 町田 英一 松永 幸廣 真船 幸夫	理事長	山本 尚子(常勤)
		常務理事	藤岡 秀多(常勤)
		理 事	漆 紫穂子 國領 二郎 竹内 洋 田中 克人 古谷 健一
		監事	小田嶋 清治 幅野 則幸

(五十音順 敬称略 2025年7月1日現在)

選考委員	5名	事務局(常勤)	事務局長(兼務) +職員4名
------	----	---------	-------------------

2. 財団の事業内容



◎奨学金給付事業（公1/国内の大学及び大学院で学ぶ学生に対する奨学金の給与並びに研修・研究・交流等への支援事業）

定員： 一学年 40名

給付額： 月額7万円（最大4年間） 及び入学一時金40万円

応募資格等：

- ・ 募集開始時期（毎年4月）現在、日本の高校3年生に在学
- ・ 財団指定大学（40校/次頁資料）への入学を志望（4年制大学に限る）
- ・ 家計収入による応募規制はなし。但し大学進学のために奨学金が必要であること
- ・ 返済義務なし。卒業後の進路等に一切の制約なし

大学院奨学生： 在籍する奨学生より、大学院進学希望者で選考審査に合格した若干名を採用（修士2年間）

年間事業規模： 1億6千7百28万円（2025年度予算）

（参考）
今年度在籍者数

2025年度	大学生	大学院生	合計
1年生	40名	8名	48名
2年生	38名	9名	47名
3年生	34名	－	34名
4年生	40名	－	40名
合計	152名	17名	169名

2. 財団の事業内容(参考資料/2026年度奨学生募集 指定校)



<国立大学>

北海道大学	弘前大学	東北大学	筑波大学
埼玉大学	千葉大学	東京大学	一橋大学
お茶の水女子大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京科学大学
東京農工大学	東京海洋大学	横浜国立大学	新潟大学
金沢大学	信州大学	山梨大学	静岡大学
名古屋大学	京都大学	大阪大学	神戸大学
岡山大学	広島大学	九州大学	

<公立大学>

東京都立大学	横浜市立大学	大阪公立大学	国際教養大学
--------	--------	--------	--------

<私立大学>

早稲田大学	慶應義塾大学	上智大学	学習院大学
中央大学	国際基督教大学	東京理科大学	同志社大学
関西学院大学			

2. 財団の事業内容(続き)



◎助成金事業（公2/大学、大学院及び研究者等への寄付による講座開設の支援事業）

内容： 最先端の教育・研究・調査・開発等を行う、大学及び大学院並びに研究機関等の組織又は研究者に対し、寄付や講座設置等の学術研究支援を行う

（第1号案件）

大学名： 東京海洋大学(大学院海洋科学技術研究科 博士前期課程 海洋管理政策学専攻)

名称： 水産サステナビリティ寄附講座

寄附者： マルハニチロ、セブン&アイ、伊藤謝恩育英財団

寄附の期間： 2025年10月から2030年9月まで

寄附予定額： 7千万円 1億5千万円(3団体合計)

概要： 日本の水産業は生産量減少のみならず多くの課題に直面している。水産業の持続的発展のために、漁場から食卓に至るまでのフードシステム全体について、理論と実践の両面から、高度な知識を習得した人財の育成を行う

3. 奨学金給付事業の特色



- ◆ 奨学生採用にあたっては、応募書類受領から書類選考、面接選考を経て合格に至るまで、全て選考委員と事務局にて実施(学校推薦なし)、財団の理念に相応しい人財を採用
- ◆ 奨学金返還は不要である一方、当財団奨学生の「義務」として、学生として遵守すべき一般的な内容に加えて、以下の行事への出席が求められる
 - ・ 認定証授与式/ガイダンス(1年生/4月 1泊2日): 財団について学ぶとともに、同期奨学生と交流を深める
 - ・ 新入生歓迎会(全奨学生/6月～7月): 同じ地域の先輩奨学生から新入生に財団の理念を伝える
 - ・ 第1回研修会(全奨学生/9月 1泊2日): 奨学生の実行委員による企画運営で全奨学生が絆を深める機会
 - ・ 第2回研修会(全奨学生/11月): 学識経験者やOBOGによる講演を聴講、懇親会で来賓やOBOGと交流
 - ・ 修了式(4年生/3月): 卒業する奨学生を、財団役員・後輩代表・事務局によりお祝いする会食

結果として、奨学生同士がお互い刺激し合い、切磋琢磨して研鑽、卒業後も続くコミュニティの形成



3. 奨学金給付事業の特色（続き）



- ◆ 奨学生OBOG会として、「雅会」がOBOG有志により組織・自主運営されており、財団事務局と連携して活動している
- ◆ 雅会の年間行事は、2025年度の例としては以下のとおり
 - ・ 雅会総会(6月): 役員改選、会計報告、懇親会等
 - ・ 茶話会(8月): カジュアルな対話交流の場
 - ・ 各地交流会: 広島(7月)、関東(8月)、関西①(9月)、東北(10月)、東海(11月予定)、九州(1月予定)、関西②(2月予定)
各地の現役奨学生とOBOG並びに他地区からも現役やOBOGが参加し交流する機会
 - ・ 雅会講演会(11月): 社会で活躍するOBOGによる講演
 - ・ 雅会忘年会(12月): オンラインでの交流の場(海外、子育て世代も参加可能)

財団創立から30年余り、現役奨学生とOBOG、OBOG同士の繋がりが拡がり、大きなコミュニティに



4. 将来の財団運営に向けて



➤ 奨学金事業の課題

- 物価高騰の中で、妥当な給付金額の検討要
- 大学のスタイルが多様化する中における当財団の在り方

➤ 内閣府に求めること

- 財団における法改正対応、届出対応の難解さ・煩雑さの改善

令和7年度第1回「法人等との対話」について

1. テーマ

寄附文化の醸成

2. 趣旨等

寄附の促進を通じた民間公益活動の活性化に向け、法人等との対話を通じて、制度運用上の課題の発掘、特徴的な事例の収集、内閣府に求められる取組のニーズ把握等を実施します。

※概要等は後日公表予定。

<視点例>

(1) 各法人の活動紹介

- ・ 活動に至る経緯
- ・ 現在の活動内容、体制
- ・ 今後の展望 など

(2) 寄附文化の醸成に向けて

- ・ 寄附の促進に向けた今後の取組についての意見
- ・ 内閣府に求めること など

3. 議事進行

以下の流れを想定

- ① 各法人から上記視点例を踏まえたプレゼンテーション（各法人 10 分程度）
- ② ①を踏まえた意見交換（20 分程度）

※「対話」終了後、集合写真の撮影を予定



内閣府

令和 7 年 9 月 5 日
第597回 公益認定等委員会

寄附文化の醸成に向けた 公益法人の今後の取組について

内閣府公益法人行政担当室

1. 背景

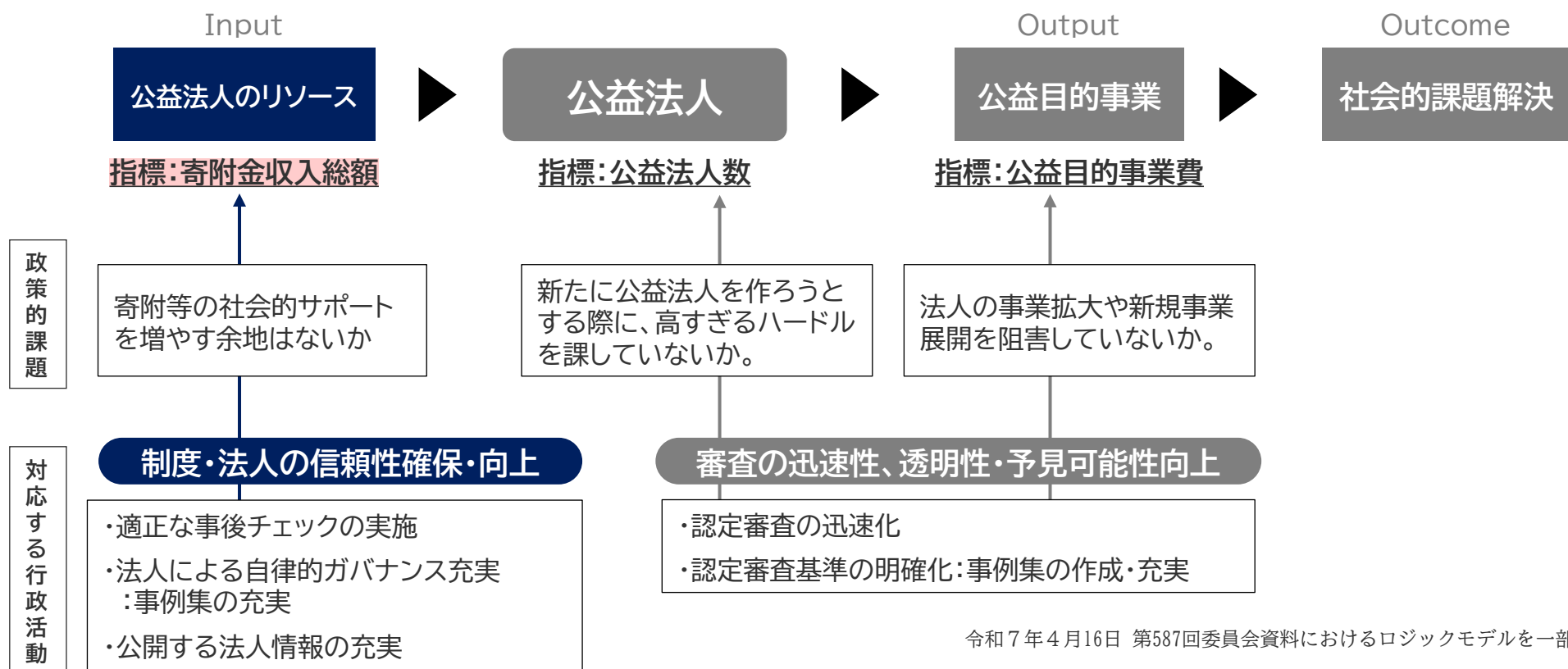
寄附の促進を通じた民間公益活動の活性化について

第7期委員会発足に当たっての談話～更なる公益活動の活性化に向けて～（令和7年4月25日委員長談話）（抄）

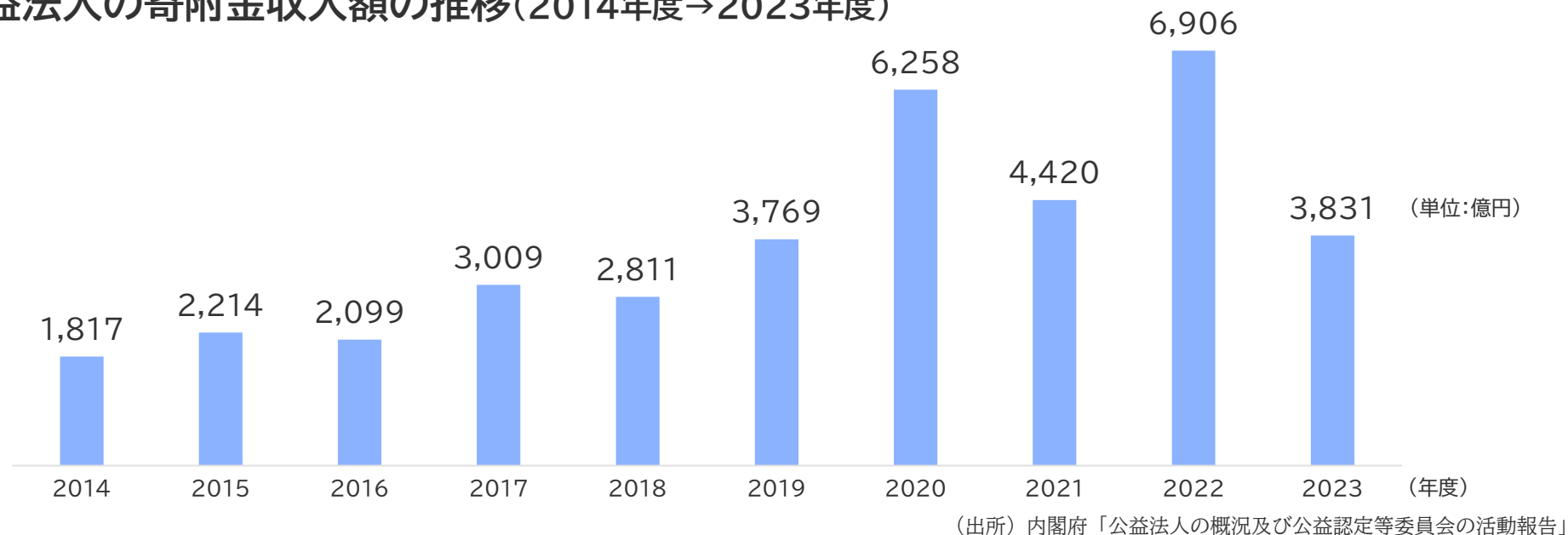
- 委員会の発足に当たり、改めて公益認定等委員会のミッションを「公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること」として見据え、今後の委員会活動を進めてまいります。
- 民間公益活動を一層活性化させていく上では、「公益活動の担い手の増加」、「公益法人の新たな事業展開・挑戦の増進」、「公益法人に対する信頼の確保」、「公益法人への認知や支援（寄附等）の増大」などが重要な課題です。
- このため、委員会では…③公益法人への社会の認知を高め、寄附等の支援の増加につながる広報を進めてまいります。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

寄附の促進、NPOの活動を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。



公益法人の寄附金収入額の推移(2014年度→2023年度)



寄附市場全体の状況

個人による寄附

2014年 7,409億円
2020年 12,126億円

(出所) 日本ファンドレイジング協会編「寄附白書2021」

企業による寄附

2014年度 7,103億円
2023年度 13,702億円

(出所) 国税庁「会社標本調査」

遺贈による寄附

2014年 75.6億円
2022年 320.9億円

(出所) 日本承継寄付協会「遺贈寄付白書」

(参考)相続財産の金額推移

2014年度 124,086億円
2023年度 227,107億円

(出所) 国税庁「令和5年分相続税の申告事績の概要」

(参考)米国における寄附の動向

2024年の米国寄附動向
(※10年以上連続で増加傾向)

合計 約 89.8兆円(5,925億ドル)

(内訳)

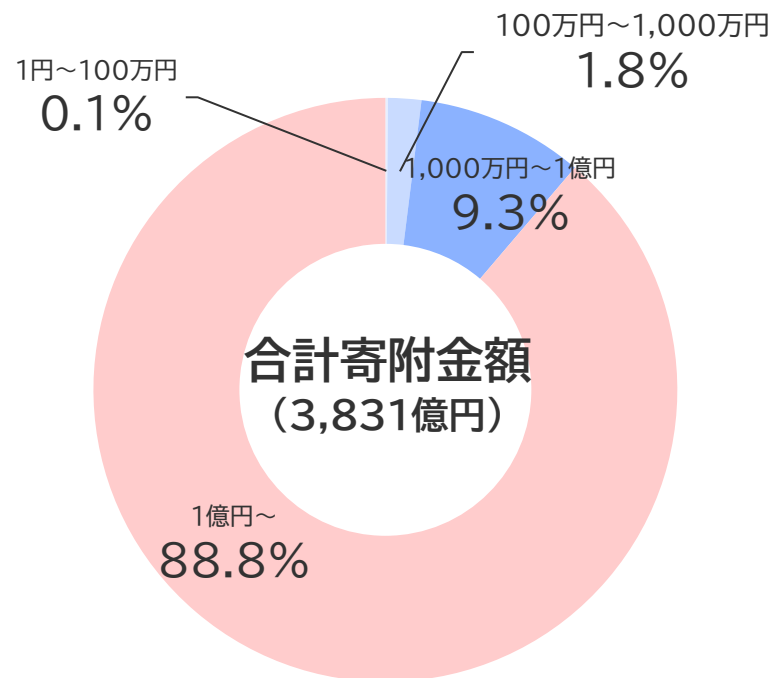
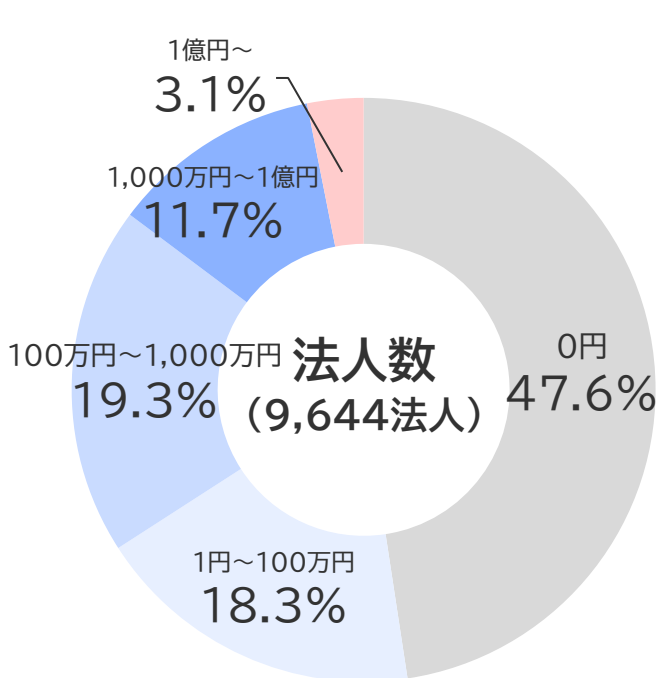
個人寄附 約 59.4兆円 (3,925億ドル)
法人寄附 約 6.7兆円 (444億ドル)
遺贈 約 6.9兆円 (458億ドル)
財団 約 16.6兆円 (1,098億ドル)

(出所) Giving USA 2025

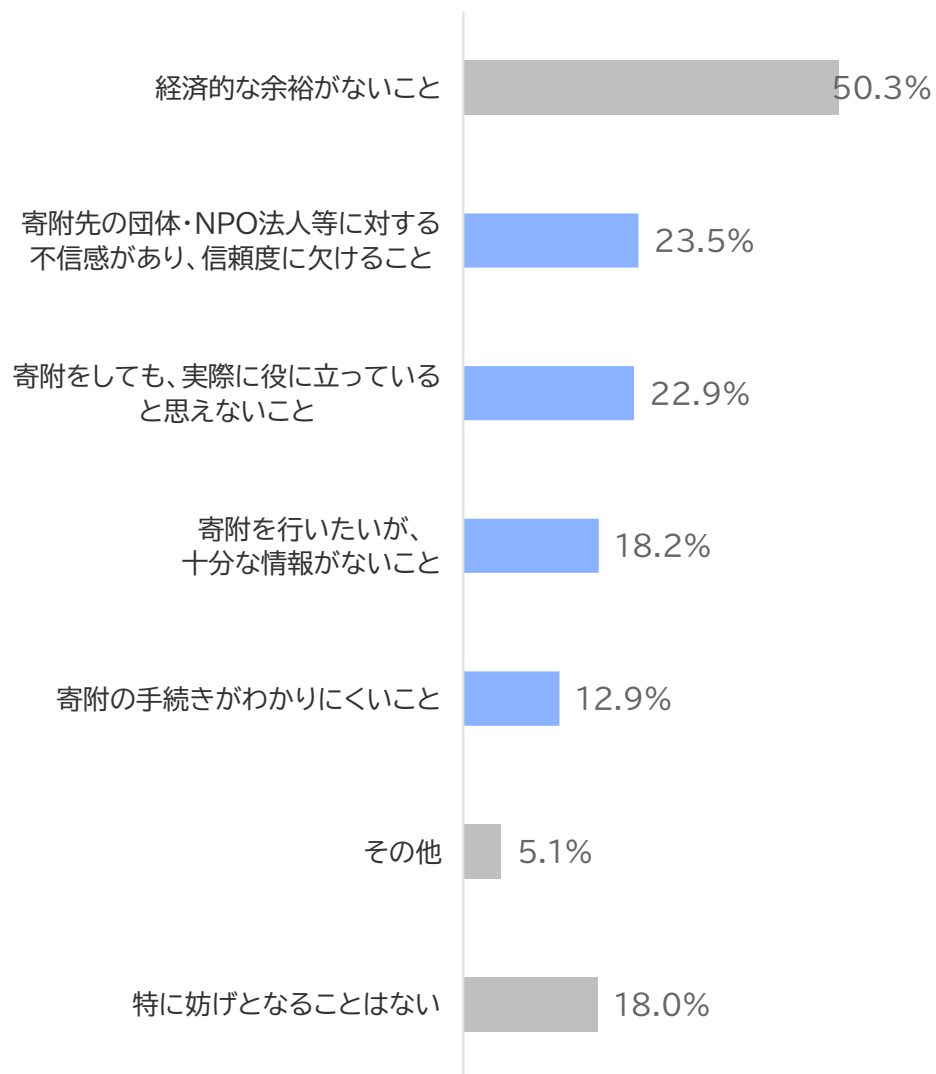
※ ドル円レートは151.48円/米ドルで試算
(インターバンク直物相場・東京市場中心値の期中平均レート)

寄附金収入額規模別の公益法人の寄附受入状況(2023年度)

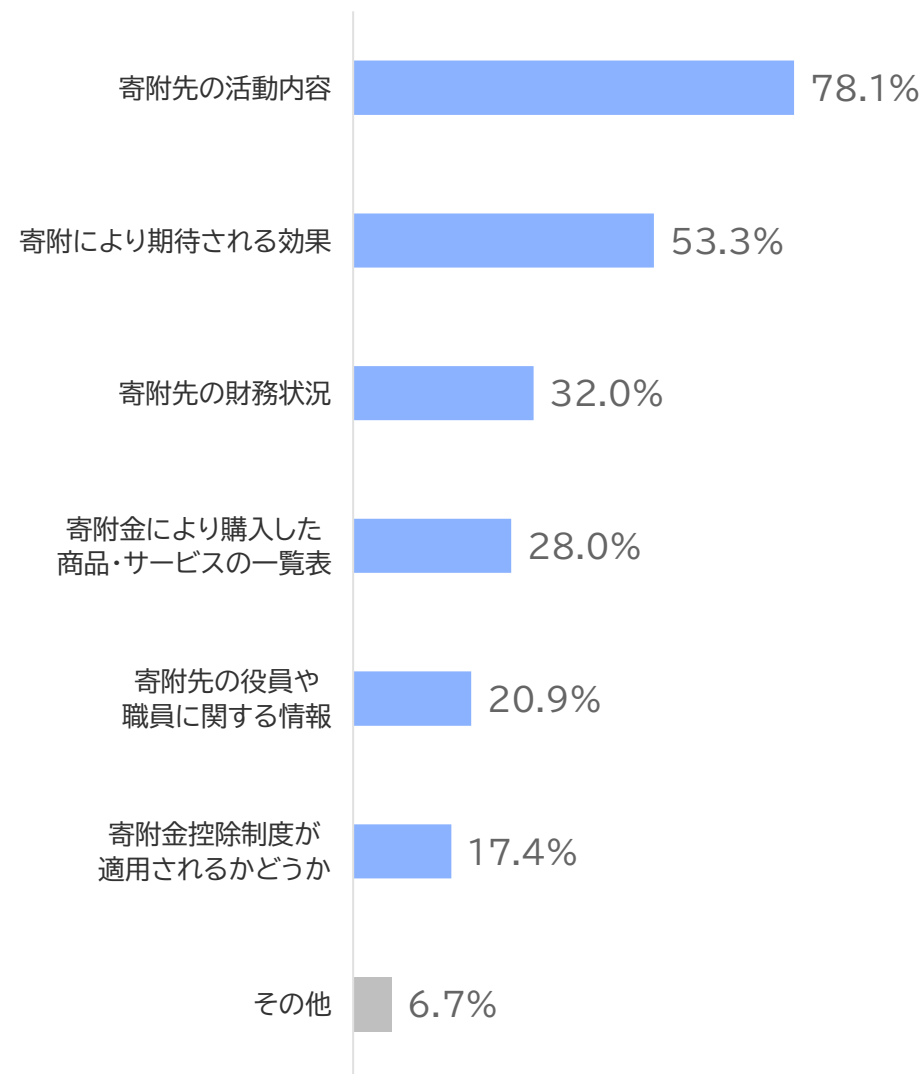
- 寄附金収入額は全体的に増加傾向にあるが、約半数の法人(4,590法人)は寄附の受入れがない。
- 寄附金収入額1億円以上の法人**は、法人数は全体の3%(300法人)にとどまるが、寄附金収入総額は全体の約9割(3,400億円)を占め、10年前と比較して約2.3倍に拡大している。
→ こうした法人の中には、大口寄附を受け入れているものが多く(中には千億円規模の寄附を受け入れている法人も存在)、大口寄附が公益活動全体に対する寄附額を押し上げていると考えられる。
- 寄附受入額1円以上1億円未満の法人**は、法人数では約半数を占めるものの(4,754法人)、寄附金収入総額については、全体の約1割(431億円)にとどまり、10年前と比較しても約1.2倍と、大きくは拡大していない。
→ 公益活動全体への寄附促進の観点からは、これらの法人への草の根の寄附の拡大も重要。
(これらの法人のうち、草の根の寄附を後押しする税額控除の対象法人となっているものは約2割)



寄附の妨げとなる要因



寄附を行う場合に必要と考える情報



3. 寄附に関する取組例

公益活動への寄附等の方法の多様化

寄附者が自ら公益活動の実施主体を見つけ出して寄附を行う方法だけでなく、助成財団・基金等や自治体を通じた支援も行われている。また、寄附の受入側においても、寄附募集の方法の多様化に取り組んでいる。

助成財団・基金等を通じた公益活動への支援



- 寄附者が公益活動の主体を自ら目利きして寄附先を特定することが難しい場合や、大口の寄附の場合などには、公益活動に対して助成を行う財団・基金等に寄附を行い、当該財団・基金等を通じて支援を行うことも考えられる。
- 寄附者の思いを踏まえて基金の名称や助成内容等をオーダーメイドでカスタマイズする「冠基金」などの取組も進んでいる。
(令和7年6月20日 第591回委員会資料「「日本版DAF」」について」参照)

ふるさと納税(個人版・企業版)を活用した公益活動への支援



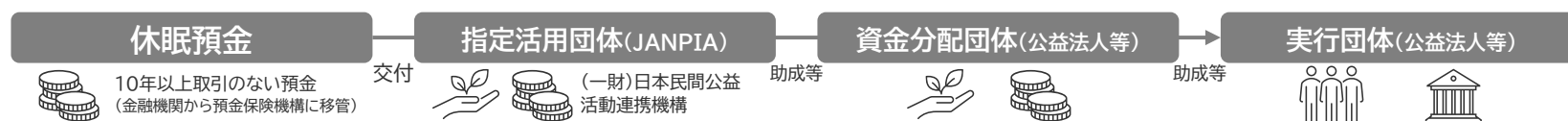
- ふるさと納税の仕組みを活用して特定の事業・法人を支援することができる制度の整備を進めている自治体が増えている。

クラウドファンディングによる公益活動への支援



- 幅広く寄附を募集するため、クラウドファンディングサービスを活用して寄附を募集する法人も存在。
(クラウドファンディングのプラットフォームを利用する法人だけでなく、自らクラウドファンディングを実施する法人も存在)
(非営利法人については手数料負担の軽減(手数料の割引、手数料の寄附者負担)等を行っているサービスも存在)

休眠預金を活用した公益活動への支援



- 休眠預金等活用制度を活用して民間公益活動に取り組む法人も増えている。

3. 寄附に関する取組例 ふるさと納税を活用した公益活動への支援の例

個人版ふるさと納税の活用事例(熊本県)



ふるさとくまもと応援寄附金の使い道として「NPO等支援分」があります

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号:0075117 更新日:2025年4月17日更新

地域における様々な課題の解決に向けて公益的な活動を行っているNPO等を支え、熊本県の持続的な発展につながるよう「ふるさとくまもと応援寄附金」の使い道に「NPO等支援分」を設けています。

ご寄付をいただく際、寄附金の使い道を「NPO等支援分」とし、熊本県に登録されているNPO等の中から支援したい団体を指定いただくと、寄附金額の2分の1が指定された団体に交付され、その団体の公益的な活動に活用されます。

残りの2分の1は、熊本県が実施するNPO等支援施策に活用いたします。

(支援したい団体を指定されない場合は、全額が熊本県が実施するNPO等支援施策に活用されます)

ふるさと熊本へのあたたかなご支援をお願いいたします。

(出典)熊本県ホームページ
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/furusatokumamoto/75117.html>

企業版ふるさと納税の活用事例(佐賀県)

企業版ふるさと納税活用型CSO地域課題解決支援事業について

最終更新日: 2025年6月18日 | 県民環境部 県民協働課 TEL: 0952-25-7374 FAX: 0952-25-7561 kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp

企業版ふるさと納税活用型CSO地域課題解決支援事業について



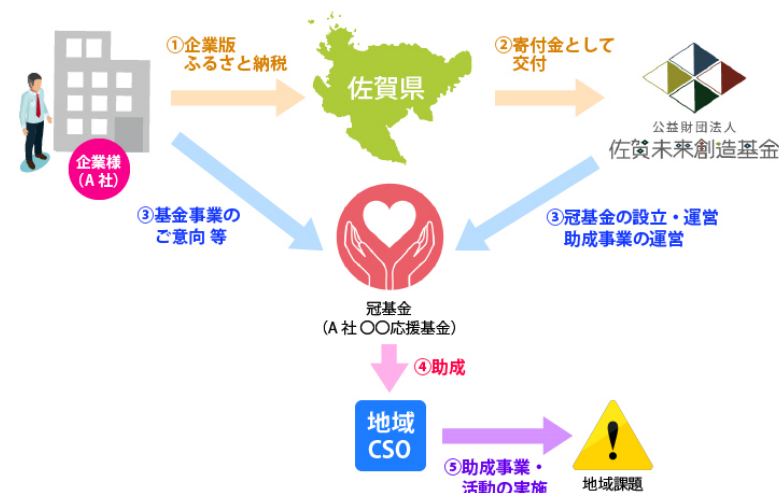
佐賀県では、県民、CSO(※)、企業、行政などの多様な主体が公共サービスを担い、県民一人ひとりが暮らしの満足度を高めていく主体となり、自助・共助・公助のバランスがとれた協働社会を創っていくことを、目標の一つに掲げています。

こうした目標の達成に向けて、本県では、企業版ふるさと納税の新たな活用のかたちとして、令和3年度から、企業版ふるさと納税を活用して県内CSOが実施する地域課題解決に繋がる事業を支援することにより、CSOの活動活性化や地域課題解決力の向上を図る「企業版ふるさと納税活用型CSO地域課題解決支援事業」に取り組んでいます(企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)についてはこちら)。

(※) CSOとはCivil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて「CSO」と呼称しています。

(出典)佐賀県ホームページ

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00382603/index.html>



(出典)公益財団法人佐賀未来創造基金ホームページ
https://saga-mirai.jp/kigyouban_furusatotax/

令和6年能登半島地震においては、発災後直ちに様々な公益法人が寄附の募集の取組を開始

→ 内閣府においては、被災者支援や復旧復興のための活動が速やかに行われるよう、公益目的事業に支援活動等が含まれていない公益法人であっても、法人が行おうとする支援活動等が当該法人の既存の公益目的事業で読み込めないか柔軟に検討するよう都道府県に対して周知。
(令和6年能登半島地震に伴う対応について(令和6年1月5日内閣府大臣官房公益法人行政担当室))

(参考)令和6年能登半島地震における公益法人の取組について(公益法人information) <https://www.koeki-info.go.jp/commissions/aoldexmri1.html>

(公財)日本ラグビーフットボール協会

発災直後に開催された大会において

- ・ 大会会場で募金活動を実施
- ・ チケットの売上一部を寄附

「第60回全国大学ラグビーフットボール選手権大会」等を通じた令和6年能登半島地震災害義援金に関するご報告

2024.2.29 (木)
JRFU その他 大学選手権 日本協会



令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(会長:土田雅人、東京都港区)は、2024年1月13日の「第60回全国大学ラグビーフットボール選手権大会」決勝戦試合会場でお寄せいただいた募金と同大会のチケット売上の一部、ほかイベント会場等で当協会がお預かりした募金の合計額5,400,000円を、日本赤十字社へ本日寄付いたしましたのでご報告いたします。多くのご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

当協会では引き続き被災地の復興支援に努め、今後実施する募金活動等につきましては随時ご案内させていただきます。

- 寄付先: 日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金(被災地全域への寄付)
- 金額: 5,400,000円
- 送金日: 2024年2月29日

以上

(出典)公益財団法人日本ラグビーフットボール協会ホームページ
<https://www.rugby-japan.jp/news/52461>

(公財)ほくりくみらい基金

発災翌日に「令和6年能登半島地震 災害支援基金」を立ち上げ

2024.1.2

「令和6年能登半島地震 災害支援基金」を立ち上げました。被災地で支援活動を行うNPO等の団体を応援するための基金です。



(出典)公益財団法人ほくりくみらい基金ホームページ
<https://hokuriku-mf.jp/news/earthquake0101/>

詳細は公益法人information参照

<https://www.koeki-info.go.jp/corporations/uyglb48flz.html>

個人からの寄附

寄附金控除

個人が公益法人に寄附を行ったときは、

所得税の控除(所得控除・税額控除※1のいずれか)や、個人住民税の税額控除※2を受けられる

※1 税額控除は、①3,000円以上の寄附者が年平均100人以上かつ寄附金額が年平均30万円以上 又は ②法人の総収入金額に占める受入寄附金総額の割合が20%以上の法人に対する寄附が対象(令和6年度時点の税額控除対象法人数:1,022)

※2 個人住民税の税額控除は、自治体により条例で指定されている場合のみ

所得税の控除額の目安

所得控除 (寄附金額※1－2,000円)×所得税率

税額控除 (寄附金額※1－2,000円)×40% ※2

※1 寄附金額は、総所得金額等の40%相当額が限度

※2 税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度

条例指定された寄附金に係る個人住民税の控除額の目安

(寄附金額－2,000円)×最大10%

※1 税額控除額は、総所得金額等の30%が限度

※2 都道府県と市区町村どちらも条例で指定した寄附金の場合
(都道府県指定：4% (政令市は2%)、市区町村指定：6% (政令市は8%))

譲渡所得税等の非課税

個人が**現物を寄附した際のみなし譲渡所得税**について、国税庁長官の承認を受けたときは**非課税**となる

相続税の非課税

個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、**相続税は非課税**となる

法人からの寄附

別枠損金算入

法人が公益法人に寄附を行ったときは、**一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入が可能**

一般寄附金の損金算入限度額

(所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%)×1/4

+

公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

(所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%)×1/2

内閣府賞勲局の認定を受けた公益法人等に対して寄附を行った個人・団体には、紺綬褒章が授与される



紺綬褒章:公益のため※1私財を寄附した方※2に対する褒賞

※1 国、自治体、各省庁の推薦を受け内閣府賞勲局が認定した公益団体に寄附を行った方が対象

※2 個人の場合は500万円以上、団体の場合は1,000万円以上の寄附を行った方が対象

対象の公益法人
(令和7年5月現在)

115法人

対象の法人一覧については内閣府賞勲局のホームページを参照

<https://www8.cao.go.jp/shokun/seidogaiyo.html>

授与の実績

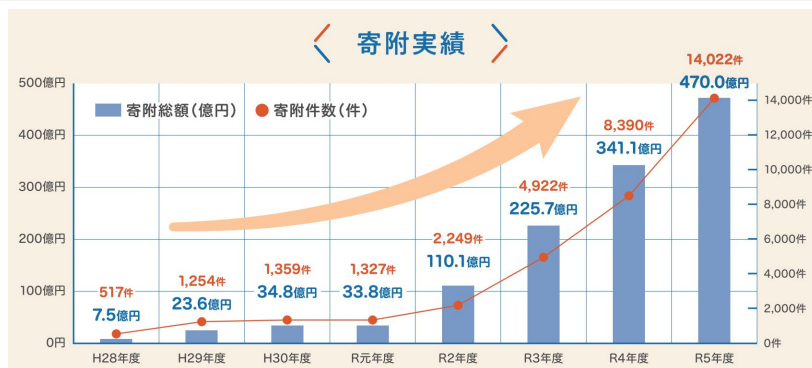
令和6年度

個人 502 件

団体 204 件

企業版ふるさと納税(自治体の地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について法人関係税を税額控除(最大で寄附額の約9割))では、以下のような取組により寄附実績が拡大(R5年度は対前年度比で金額ベースで約1.4倍、件数ベースで約1.7倍)。

- ポータルサイトでの寄附募集対象事業の公表(地域・分野・キーワードから事業を検索可能)
- 特徴的な取組の大臣表彰、事例紹介
- 企業(寄附者)と自治体のマッチング支援(マッチングイベントの開催等)



令和5年度の寄附実績

寄附金額 約470億円(対前年度比1.4倍)
 寄附件数 14,022件(対前年度比1.7倍)
 寄附企業数 7,680社(対前年度比1.6倍)

Q. 寄附を募集している地方公共団体はどうやって探すの?

寄附を募集している地方公共団体や地方創生プロジェクト、企業と地方公共団体とのマッチング会等については、内閣府の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」から確認できます。

企業版ふるさと納税ポータルサイト



「企業版ふるさと納税」を活用した、全国の特徴的な取組等、様々な情報を紹介!

詳しくは「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください



企業と地方公共団体との出会いの場として、「マッチング会」を開催しています。ぜひ、ご参加ください。

「マッチング会」の開催情報



＜ 令和6年度「企業版ふるさと納税に係る大臣表彰」事例紹介 ＞

地方公共団体部門

青森県弘前市

『援農ボランティアツアー』

【取組概要】

弘前市の農業課題である繁忙期の労働力不足の解決に向けて、「援農ボランティアツアー」を実施。全国からりんご収穫ボランティアの参加者を募り、弘前市内のりんご農家のもとでの1日仕事に加え、ツアーの前後に観光滞在ができるよう宿泊助成を行うことで農業振興や観光振興、関係人口の増加を図っている。

【寄附実績】

10,000千円



ツアーでの農作業の様子

企業部門

エア・ウォーター北海道株式会社
『ふるさと応援H(英知)プログラム』

【取組概要】

創業地である北海道の地域活性化のため、北海道の自治体向け寄附支援制度「ふるさと応援H(英知)プログラム」を創設。道内179市町村を対象に、「地球環境」や「ウェルネス」の観点を含め、様々な社会課題の解決に貢献する事業を公募・選定の上、寄附による取組支援を実施。

【寄附先】

北海道内18団体

【寄附実績】

113,350千円



ウニ殻を活用した藻場造成(北海道磯丹町)

文部科学省では、大学等への寄附の促進に向けて、以下のような取組を行っている。

- 「文部科学省寄附ポータルサイト」での寄附関係情報の発信
- SNS(note)における個別寄附プロジェクト等の紹介
- 関係団体、産業界等を巻き込んだイベントの実施

寄附ポータルサイト



文部科学省寄附ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/donation_portal-site.html

文部科学省寄附検討チームnote

<https://mext-kifu-gov.note.jp/>

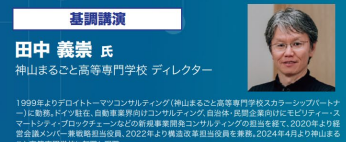
noteでの個別寄附プロジェクトの紹介



法人関係者、企業、関係団体等を巻き込んだイベント

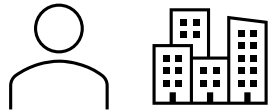
Mext×Funds Forum 2025

文部科学省では、教育・文化・スポーツ・科学技術分野を担う各団体・法人の多様な資金調達を後押しするため、関係団体、産業界が一堂に会して自由闊達な意見交換を行う場「Mext×Funds Forum 2025(ファンズフォーラム)」を開催します。「ファンズフォーラム」という名前には、Funds(資金)、Fun(楽しい)、Fans(応援者)の3つの意味を込めました。大学等の関係者だけでなく、産業界の方にも参加いただくことで、新たな繋がりを生み、教育・文化・スポーツ・科学技術分野に対する「出資」や「投資」への理解を深め、ぜひとも応援団になっていただきたいと思います。ファンドレイジングに関心のある法人関係者のほか、人材や未来への投資に関心のある企業・団体の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。



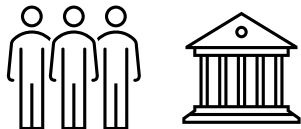
※ 以下は事務局における現時点での仮説であり、今後、委員会での御議論や関係者との対話を通じて取組を進めていく。

寄附者目線での課題感



- どのような法人が、どのような活動を行っているかわからない
→ 法人の活動に関する情報発信(委員会だよりによる新規認定法人の紹介、ホームページの充実等)や、寄附を活用して社会的課題の解決に取り組む具体的な法人の取組事例の発信等が重要か。
- 寄附者の思いに沿ったかたちで寄附を活用してほしい(特に大口寄附の場合)
→ 寄附者の思いを生かす手法(冠基金、DAF等)について特徴的な事例を発信するとともに、こうした取組を展開する上での制度運用上の論点について整理できるとよいか。

法人目線での課題感



- 寄附者・寄附額の拡大に向けてどういった工夫が可能か知りたい
→ 大口寄附の開拓については、高所得者層とのマッチングが重要であり、金融機関等との連携が必要ではないか。
- 草の根の寄附の拡大については、ふるさと納税の活用や、クラウドファンディングなど様々な寄附募集手法について特徴的な事例を発信していけるとよいか。

今後に向けて

法人、経済界、金融機関等との対話を通じて

- ・ **制度運用上の課題**の発掘(法人の事業展開や寄附集めが阻害されている要素はないか、運用上明確化すべき要素はないか)
 - ・ **特徴的な事例**の収集(寄附募集の工夫(法人向け)や、寄附を活用して実施している具体的な事業(寄附者向け)等)
 - ・ 寄附者や法人がどのような情報を求めているか**情報発信のニーズ**の把握
- を進め、これらの活動のプロセスや成果を情報発信していくことが考えられるか。

第1回公益信託ワークショップ(令和7年9月3日開催)における参加者コメントのうち、本日の議論に関連し得るトピックを抜粋

【寄附者とのマッチング等】

- 社会貢献意欲のある方と多様な公益活動のマッチング・仲介が重要
- 寄附者の意向は多様化している(どのような財産を、どのように使ってもらいたいかという思いは寄附者により異なる)
社会全体として、多様化する寄附者の意向に対応した受け皿があることが重要

【寄附に関するトレンド・ニーズ】

- 遺贈寄附の受入れが増えている
遺贈寄附には、相続財産の地域外流出に歯止めをかけ、地域内での資産循環につながるという側面も
- 空き家などの引き取り手のない現物資産を寄附したいという声は多い
(他方で、現物資産だけが寄附された場合、当該資産の維持・管理・運用をどう行うかという課題も存在)

【寄附を活用した事業展開に当たっての関係者との連携(産官学金労言士の連携)】

- コミュニティ財団等においては、自治体との連携が重要
- 遺贈寄附の受入に当たっては、金融機関との連携が重要
- 各活動主体が実施する公益活動に対する社会的理解を得る上では、マスメディアとの連携も有効

【その他】

- 公益活動の実施主体だけでなく、寄附者に対しても、わかりやすい制度周知が必要
- 寄附や助成とあわせて、公益活動の実施主体の組織力・事業力の強化も必要